

「社会福祉法人等による地域支え合い活動促進事業」委託仕様書

本仕様書は、栃木県（甲）が受託者（乙）へ委託する「社会福祉法人等による地域支え合い活動促進事業」について、必要な事項を定めるものである。

1 事業の概要

(1) 目的（本事業のスキームは、別添資料1「事業スキーム」を参照のこと。）

本業務は、社会福祉法第24条第2項に定める「地域における公益的な取組」を行う社会福祉法人による取組をはじめとする、地域における様々な支え合い活動の優良事例を広く収集・発信することにより、県内各地の地域支え合い活動の促進を図ることを目的とする。

なお、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の要件は、次のすべてが満たされるものである。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること。
- ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること。
- ③ 無料又は低額な料金で提供されること。

また、主として社会福祉事業又は社会貢献活動に類する事業を実施し、上記に準ずる活動を行う社会福祉法人以外の法人や団体についても、当事業の対象とする。

ただし、本事業において過去に最優秀賞を受賞した者及び、各賞を受賞した取組事例は対象外とする。

(2) 表彰事業の名称

「第4回 地域で輝くふくしのチカラ大賞（グランプリ）」とする。

(3) 実施内容（概要）

- ア 表彰事業
- イ 地域支え合い活動に係る取組事例の募集
- ウ 地域支え合い活動を実践する法人等（以下「取組法人等」という。）の申請に対する対応、審査及び選定
- エ 「地域で輝くふくしのチカラ実践フォーラム」の開催
- オ 事例集の作成及び配布

2 委託業務の内容

(1) 表彰事業に関する全ての業務

- ア 表彰基準、各賞及び表彰式等の検討、決定
最優秀賞、優秀賞及び特別賞など（最大5者程度）
- イ 事業チラシの作成及び広報
（広報対象者：660ヶ所程度）
 - ・ 県内社会福祉法人：約360ヶ所
 - ・ 福祉事業を実施する県内の特定非営利活動法人：約150ヶ所
 - ・ 福祉事業を実施する県内の一般社団法人：約40ヶ所
 - ・ 地域団体等：約50ヶ所
 - ・ 市町行政：25市町
 - ・ 県・市町社会福祉協議会：26ヶ所

(2) 取組法人等の募集に関する全ての業務

- ア 表彰制度説明会の開催
（県内3か所程度（県北・県央・県南）で、各1回実施）
 - ・ 申請の手引書（ガイドライン）の作成
 - ・ 説明会開催周知
 - ・ 説明会会場の選定及び設営並びに運営
 - ・ 参加事業所とりまとめ及び一覧等データベースの作成

(3) 取組法人等の申請に対する対応、審査及び選定に関する全ての業務

ア 申請対応、審査

- ・ 申請書の受付及び相談対応
- ・ 申請内容の確認、情報整理及び一覧等データベースの作成

イ 申請者へのフォローアップ

- ・ 申請書類の出張訪問等による作成支援

ウ 審査基準及び資料（審査シート等）の作成

エ 表彰選定委員会の設置及び運営

- ・ 委員の選定・委嘱

（委員は乙が主に選定した候補者を甲と協議の上、決定し、委嘱状の交付は甲が行う。）

- ・ 委員会の設置

- ・ 委員会会場の選定及び設営並びに運営（会場の選定は、甲乙間で協議のうえ決定する。なお、委員会は原則2回程度開催するものとし、開催における連絡調整及び通知は甲が行う。）

- ・ 申請概要及び審査手順の説明

- ・ 書類審査（必要に応じて甲乙間で協議する。）

- ・ 受賞者への結果報告（乙は、すべての受賞者に対して電話連絡等により、速やかに選定結果を伝達する。なお、選定又は非選定の書面による通知は、すべての申請者に対して甲が行う。）

- ・ 委員に対する報酬及び旅費の支払（金額は甲の基準に基づくものとする。）

(4) 「地域で輝くふくしのチカラ実践フォーラム」の開催に関する全ての業務

開催年月日：令和4(2022)年12月から令和5(2023)年2月期のうち1日間

※ 具体的な開催日時及び方法は、甲乙間で協議する。

ア 参加者募集業務

- ・ チラシの作成、開催の周知及び参加者のとりまとめ

イ 講師の選定及び依頼（講師の選定にあたっては、甲乙間で協議のうえ決定する。なお、依頼にあたっては、講師に対して乙が事前に連絡調整の上、その結果を甲に報告し、甲が書面により依頼する。）

ウ 会場の選定及び設営並びに運営（横断幕・懸垂幕等の準備を含む。なお、会場の選定にあたっては、甲乙間で協議のうえ決定する。）

エ 各賞に対する賞状の作成及び記念品等副賞の準備

オ 受賞者の発表に対する支援

カ 講師に対する報酬及び旅費の支払い（金額は甲の基準に基づくものとする。）

(5) 事例集の作成等に関する全ての業務

ア 法人等への取材

イ 事例集の作成

約800部（フルカラー10P以上、中とじ、マットコート86.5kg以上）、PDFデータ

※ 実際の作成部数は、甲乙間で協議する。

ウ 配布

710ヶ所程度

（主な配布先内訳（乙から送付する先））

- ・ 県内社会福祉法人：約510ヶ所
- ・ 福祉事業を実施する県内の特定非営利活動法人：約150ヶ所
- ・ 福祉事業を実施する県内の一般社団法人：約40ヶ所
- ・ 地域団体等：約50ヶ所
- ・ 市町行政：25市町
- ・ 県・市町社会福祉協議会：26ヶ所
- ・ 各都道府県（地域共生社会所管課）：46ヶ所
- ・ 全国社会福祉協議会：1ヶ所
- ・ 栃木県社会福祉法人経営者協議会：1ヶ所

- ・ いちごハートねっと事業事務局：1ヶ所

(6) その他

ア 業務実施体制

業務遂行能力に長けた者を担当者として配置し、円滑に実施できる業務実施体制を構築すること。

イ 業務実施計画

本業務の実施に当たっては、実現可能な内容で実施時期や場所等の計画を立てること。

ウ 会議、打合せ等においては乙が議事録を作成し、甲乙で共有すること。

3 委託期間

契約締結日から令和5(2023)年3月31日(金)までとする。

4 委託料の支払い

委託料の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとする。

5 事業終了後の手続き

本業務完了後、令和5(2023)年3月31日(金)までに委託業務に係る業務完了報告書を作成し、甲に提出する。

なお、契約期間中においても、本業務の遂行上必要があると認められるときは、甲は乙に対して随時報告を求めることがある。

6 その他

(1) 本事業に係る成果は、甲に帰属する。

(2) 本事業の円滑な進捗を図るため、随時、甲乙協議のうえ作業を進める。

(3) 乙は、業務を再委託してはならない。但し、あらかじめ甲の承諾を得た場合はその限りではない。

(4) 本仕様書に記載の成果と同等以上の成果を得られる場合、甲と協議のうえ、仕様書の内容の一部変更を可能とする。

(5) 本仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議により決定するものとする。